

採点講評

(2018年2月25日民法I)

1. 本問のテーマが「事前差止」という特殊なものであったため、上手く対応できない答案が多くありました。しかし、全く気にする必要はありません。練習会当日の答案の出来は二の次で、将来全く同一の問題が出題されたときに超ハイレベルの合格答案が書けるようになっているということの方が重要です。点数に一喜一憂せず、「復習第一」という発想を大切にして、能力向上に専念して下さい。

もちろん、優秀な答案も多くあり、練習会受講者の層の厚さを感じました。優秀答案を含め、点数はかなり低いですが、これは採点方式の特殊性からくるものなので、気にしないで結構です。

2. 設問1

(1) 本問をプライバシー侵害でなく名誉毀損の事案として処理する答案がありました。「氏名、年齢、携帯電話番号、及び、出身大学」はもとより、「趣味、両親の離婚歴、家族構成」の公開も、原則として名誉毀損とは無関係です（覗きや痴漢が趣味とか、自己の不倫による離婚歴であれば別ですが）。プライバシー侵害の問題として論じて下さい。

(2) 「差止…の法的構成」、「その法的構成に留意しながら」との質問文に、多くの答案が素直に対応しており好印象でした。これに対し、「不法行為及び物権的請求権の救済秩序との差異を意識しつつ」という質問文に対しては、甘い対応の答案が多かったです。問題文こそ全てですので、この点を強く意識して解答するよう心掛けて下さい。

(3) 人格権構成説は過失要件が不間になるという点を指摘している答案は、残念ながら少数でした。このような法的性質に関連する記述は一般的に加点事項となり易いので、積極的に記載することが強く推奨されます。

(4) プライバシー権の定義や法的保護の対象となる「基準（要件）」がしっかりと展開されている答案は、残念ながら少数でした。本間に限らず「基準」の提示は極めて重要なので、その点を意識した学習と答案作成を心掛けて下さい。

（参考 レジュメより）

「プライバシー権とは、私生活をみだりに公開されない権利をいう。①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれがあり（私事性）、②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ（秘匿性）、③一般の人には未だ知られていない事柄（非公知性）が、みだりに公開された場合に、プライバシーの侵害があったとして法的保護の対象となる。

ただし、（イ）本人の許可があるとき、あるいは、（ロ）被害者が公的な人物であり、

公表事実に公共性があるとき（表現の自由との調和の要請。なお、名誉毀損に関する刑法 230 条の 2 参照）、または、（ハ）正当理由が認められるとき（開示の目的、必要性、開示行為の態様、不利益の重大性などを総合相関的に判断）は、違法性が阻却され、差止や損害賠償請求は認められない。」

↓

（実際の答案より）

・「プライバシー権にて保護されるものは、①Cの内面的情報であり、②一般人を基準として公表されることを望むものではなく、③社会一般にまだ知られていないことが要件である。」

（5）さらに、「事前差止」が認められる「基準（要件）」が展開されていない答案も、残念ながら多数ありました。下記のような「基準定立」をして、その後の「あてはめ」に活かします。

（参考 レジュメより抜粋）

「差止請求は、相手方の行動の自由を過度に制限するものであるから、差止が認められる要件として、①侵害行為が明らかに予想され、②その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、③その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められると限定されると解すべきである。」

3. 設問 2

（6）日照権と景観利益の定義、及び、法的構成、法的保護性について、しっかりと論ずる必要があります。また、これらの侵害行為の事前差止が認められる法的根拠と要件（基準）をしっかりと論ずることが求められています。今回これらの処理が甘かつた人は、次回はしっかりと答案に示せるように復習しておいて下さい。

（7）建物建築法等の法令に違反していない点の評価に言及した答案は、残念ながらほぼ皆無でした。この点に配慮できればとても良い答案になります。

（8）受忍限度論について、下記のような記載ができるよう、しっかりと復習をして、次回に備えて下さい。

（参考 レジュメより）

「○○に対する侵害行為が、社会生活上一般に受忍すべき限度を越え、違法である場合に、差止請求が認められる。」

4. 参考となる答案記載例を下記に紹介します。

（9）明文がない旨の提示

・「CのBに対する本件ビラ配布行為の差止について、民法上明文で「差止」を認める規定は見当たらない…」（優秀答案より）

明文の有無や文言の指摘は法律解釈の第一歩です。

(10) 事後救済にとどまる旨の適示

- ・709条、723条は「事後的救済となり、本件におけるCの救済を図る上で適切とは言えない。」(優秀答案より)

この点を効果的に展開するのが、本問の重要なポイントです。

(12) 物権的請求権の理論的根拠

- ・「物権的請求権は…物の円満な支配状態を維持することを目的とするものである」(優秀答案より)

物権的請求権の本質をさりげなく展開することも、本問の重要なポイントの一つです。

(13) 差止めが認められる加重要件

- ・「事前差止めは相手の行為への介入となるため無制限に認めることができず、侵害行為の態様、被侵害利益の程度を考慮し、被侵害者的人格が著しく損なわれる恐れがあるときにのみ許されるべきである。」

このように事前救済の例外性からくる論述が重要です。

5. 最後に

今回、満足のいく答案が書けた人もそうでない人も、レジュメと優秀答案を参考にして、しっかりと復習して下さい。

皆さんの早期の最終合格を心から応援しています。